

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
質問及び回答（基本協定書（案））

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書 (案)		1	2	2						当事者の義務	「2 事業契約締結のため・・・横浜市民間資金等活用事業審査委員会の要望事項並びに市の要望事項を尊重する」とあります。要求水準書等に示された仕様以上の内容を要望されることは無いと考えますが、どのような内容を想定されているのでしょうか。	提案の内容によりますので、事前の想定はありません。
2	基本協定書 (案)		1	3							第3条 事業予定者の設立時期	「事業契約の締結予定日の前日」とありますが、締結予定日は平成28年5月との理解でよろしいでしょうか。（本事業では、基本協定書の締結後において、仮契約締結の手続きは発生しないのでしょうか。）	事業契約の締結スケジュールは入札説明書に記載のとおりです。本事業では、仮契約の締結は必要ありません。
3	基本協定書 (案)		2	4							株式の譲渡	融資を行う担保権者として、P F I 事業者の株式に担保設定を行うことについては、貴市のご承諾は頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	事業契約第128条の協議が調ったときは、承諾します。
4	基本協定書 (案)		4	9	2						第9条 2項 (事業契約不調の場合の処理)	「～当該請求において定められた金額の違約金を連帯して市に支払うものとする。～」とありますが、連帯ではなく、個別の債務となるように修正頂けないでしょうか。帰責性のない当事者が負担するのは合理性に欠けると思料致します。	原案のとおりとします。
5	基本協定書 (案)		4	9	2						第9条 2項 (事業契約不調の場合の処理)	貴市の責めに帰すべき事由により事業契約が締結に至らなかった場合には、通常の債務不履行責任として、貴市は選定グループに発生した損害を賠償するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約の不締結が法律上市の責任と認められるときは、選定グループの損害を賠償します。
6	基本協定書 (案)		4	9	2						第9条 2項 (事業契約不調の場合の処理)	「・・・当該請求において定められた金額の違約金を連帯して市に支払うものとする。」とありますが、第8条第1項若しくは第2項に該当する場合の責任は当該会社に帰責すると考えます。連帯責任とならないようご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
7	基本協定書 (案)		4	9	2						第9条 2項 (事業契約不調 の場合の処理)	貴市の責めに帰すべき事由により事業契約が締結に至らなかった場合で選定グループに損害が発生した際は、選定グループは貴市に対し、損害賠償を請求できると理解してよろしいでしょうか？	No5をご参照ください。
8	基本協定書 (案)		5	11							第11条 (解除)	「～当該請求において定められた金額の違約金を連帯して市に支払うものとする。～」とありますが、連帯ではなく、個別の債務となるように修正頂けないでしょうか。帰責性のない当事者が負担するのは合理性に欠けると思料致します。	原案のとおりとします。
9	基本協定書 (案)		5	11							第11条 (解除)	「・・・当該請求において定められた金額の違約金を連帯して市に支払うものとする。」とありますが、第8条第1項に該当する場合の責任は当該会社に帰責すると思います。連帯責任とならないようご検討をお願い致します。	No8をご参照ください。